**国民健康保険被保険者で令和５年１１月以降に出産された人へ**

**令和６年１月から産前産後期間の国民健康保険税が軽減されます。**

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後の保険税を一定期間、軽減する制度が創設されました。

世帯主からの届出が必要ですが、「出産育児一時金」の支給等により、出産の事実が確認できる場合、届出は不要です。

　対象となる人

出産する予定または出産した被保険者

　軽減内容

・出産予定日または出産日が属する月の前月から、4 か月間の所得割保険税と均等割保険税

・双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から 6か月間の所得割保険税と均等割保険税

※ 出産とは、妊娠 85 日（4 か月）以上の出産をいいます（死産･流産･早産を含みます）

・軽減対象期間［色のついた部分が軽減期間］

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ３か月前 | 2か月前 | １か月前 | 出産月 | １か月後 | ２ヶ月後 |  |
| 単胎の人 |  |  |  | 出産予定日  （出産日） |  |  | ４か月間 |
| 多胎の人 |  |  |  |  |  | ６か月間 |

※令和 5 年 11 月に出産する人から対象（軽減は令和 6 年 1 月分の保険税から適用）

　届出と必要書類

出産予定日の 6 か月前から届出ができます。

1. 産前産後期間に係る保険税軽減届出書 ※ホームページからダウンロードできます
2. 母子健康手帳など出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの
3. 届出者の本人確認書類と国民健康保険証

お問い合わせは、宿毛市 市民課　保険係

電話 ０８８０－６２－１２３３